

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成30年4月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 Oh!Me 大津テラス 大津市打出浜 448 番 2 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 アーク不動産株式会社 大阪府大阪市中央区今橋二丁目 5 番 8 号 代表取締役 高山芳夫
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 変更前
    - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 10 時から 20 時 30 分まで
    - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 9 時 30 分から 21 時まで
    - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6 時から 21 時まで
  - (2) 変更後
    - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 7 時から 24 時まで
    - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 6 時 30 分から 24 時 30 分まで
    - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6 時から 22 時まで
- 4 変更年月日 平成 30 年 4 月 27 日
- 5 変更の理由 消費者の利便性向上のため
- 6 届出年月日 平成 30 年 3 月 28 日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号  
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3 - 1
  - (2) 縦覧期間 平成 30 年 4 月 13 日から平成 30 年 8 月 13 日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 平成 30 年 8 月 13 日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号